

# 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会事務局規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則第15条第2項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、弘前市健康こども部スポーツ局内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、実行委員会に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局次長補佐
- (4) 事務局職員

2 事務局の職員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、弘前市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

(所掌事務)

第5条 事務局の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、上司の命を受け、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

## 第3章 事務の専決等

(専決)

第7条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

2 事務局長は、専決した事項のうち、特に必要があると認められる事項については、会長並びに副会長に報告しなければならない。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

#### 第4章 文書及び公印

(記号及び番号)

第9条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「青煌弘実委」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第10条 文書を起案するときは、原則として起案用紙を用いなければならない。

2 軽易な事案及び定例的に取り扱う事案に係る起案は、起案用紙を用いず、文書の余白を利用し、行うことができる。

(保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、事務局にて編さんし、保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を弘前市へ引き継ぐものとする。

(公印)

第12条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の保管は、事務局次長が行うものとする。

(準用)

第13条 この章に定めるもののほか、文書及び公印の取り扱いに関しては、弘前市文書等管理規程（平成18年2月27日弘前市訓令第3号）及び弘前市公印規則（平成18年2月27日弘前市規則第9号）の例による。

#### 第5章 服務及び旅費

(服務)

第14条 職員の服務については、弘前市の例による。

(旅費)

第15条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として弘前市の例による。

(費用弁償)

第16条 実行委員会役員及び委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会の会議の出席に要する経費については、この限りではない。

2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

## 第6章 予算及び決算等

### (財務及び会計)

第17条 予算及び決算等に関する財務及び会計に関し必要な事項は、実行委員会会則第18条第2項に基づき、事務局長が別に定める。

## 第7章 補則

### (委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和4年8月23日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年8月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長	弘前市健康こども部スポーツ局長
事務局次長	弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課長
事務局次長補佐	弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課長補佐
事務局職員	弘前市健康こども部スポーツ局国スポ・障スポ推進課職員

別表第2（第5条関係）

1 事務局の組織、人事、服務等に関する事 2 総会、常任委員会、専門委員会の事務に関する事 3 実行委員会の事業計画及び事業報告に関する事 4 実行委員会の予算及び決算等に関する事 5 その他、実行委員会の事務に関する事
--

別表第3（第7条関係）

事項	事務局長	事務局次長
1 事務局の事務分担に関する事。		事務局次長補佐及び事務局職員の事務分担に関する事。
2 文書に関する事務に関する事。	重要な通知、届出、申請、照会、回答及び報告等に関する事。	軽易な通知、届出、申請、照会、回答及び報告等に関する事。
3 事務局の規程等に関する事。	規程等の制定及び改廃に関する事。	
4 実行委員会委員等の旅行に関する事。	旅行命令に関する事。	
5 総会等の会議の開催等に関する事。	総会及び常任委員会の開催及び議案等に関する事。	専門委員会等の会議の開催及び議案等に関する事。
6 契約方法及び業者の選定等の決定に関する事。	1件の予定価格が500万円超のもの。	1件の予定価格が500万円以下のもの。
7 その他の事項に関する事。	前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事。	前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

別表第4（第13条関係）

公印の種類	形状	寸法	書体	用途
青の煌めきあおもり 国スポ・障スポ弘前市 実行委員会会長之印	正方形	27ミリメートル	篆書	会長名をもって する文書